

特命随意契約理由書

672

件名	生活保護システムリプレース対応業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生活保護システムのリース期間が令和3年1月に終了する。生活保護システムのソフトウェアは利用権を取得済のため、ソフトウェアに対するリース料金等の負担なく使用することができるが、機器類については、メーカーのOSサポートも終了しているため、新たにリースを行うことが必要である。新たにリースする機器類に必要な設定を行い、データの移行を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成27年度（平成28年1月開始） （平成27年9月8日付27千保生支発第325号 平成27年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 5年目 4. 評価 良好のため 5. 延長 令和元年10月24日「指名業者選定委員会」承認 継続6年目であり、評価も良好なため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社日立システムズ 住所：東京都中央区日本橋兜町1-4
※ 契約年月日	令和 2 年 9 月 1 日
※ 契約金額	3,559,600 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年1月4日まで
担当課	保健福祉部生活支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

646

件名	和泉小学校・いずみこども園等施設整備基本構想策定のための支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	和泉小学校・いずみこども園等施設整備において、学校・園関係者並びに施設利用者、地域の意見を集約しながら、基本的な考えや求められる機能などについて整理した「和泉小学校・いずみこども園等施設整備基本構想」を策定するため、調査及び合意形成のための支援業務を実施する。
選定理由	<p>本業務の遂行にあたっては、検討会・説明会等で使用する図面・資料等の作成や整備計画全体の進行・運営において、学校建築や教育環境に関する専門的な技術・ノウハウを持つ事業者の支援が必要となる。</p> <p>下記業者は、平成30年11月9日付契約番号755号にて契約した「和泉小学校・いずみこども園等施設整備に関する調査検討業務」を受託した事業者であり、その業務評価は良好である。</p> <p>当施設の現状調査や施設整備における前提条件の調査等を実施しており、この整備計画を進めるうえでの様々な課題を熟知している。施設整備の基本設計をプロポーザル方式で実施するため、円滑に業務を遂行することが求められる。</p> <p>以上のことから、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 教育環境研究所</p> <p>住所 東京都千代田区永田町 2-13-10</p>
※契約年月日	令和 2 年 9 月 1 日
※契約金額	6,600,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日限り
担当課	子ども部子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特 命 随 意 契 約 理 由 書

661

件 名	神田さくら館 冷温水発生機気密不良修繕
種 類	工事： 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： <u>物品</u> ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田さくら館の冷温水発生機が故障したため、原因を調査したところ高温再生器戻り配管の亀裂による加圧不能であることが判明した。そこで、配管の交換による修繕を行う。
選 定 理 由	<p>本件の作業内容としては、修理対象機器が受注生産品であるため、配管についても特注せざるを得ず、また、冷温水発生機を構成している配管の交換だけでなく、亀裂によって漏洩した吸収溶液の注入、機内の真空引き、試運転確認等が発生する。</p> <p>このため、その機器の構造や特性に熟知しているものでなければ、本業務の確実な履行は不可能であり、該当機器の製造メーカーである下記業者以外に修理を行うことはできない。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 荏原冷熱システム株式会社</p> <p>住 所 東京都大田区羽田旭町11-1</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 9 月 3 日
※ 契約金額	973,500 円 (消費税を含む)
契約 期 間	契約締結日の翌日から令和2年11月20日まで
担 当 課	子ども施設課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

663

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却 (10月分)
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> (売却)
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 2年 9月 7日
※契約金額	878,260 円 (消費税を含む) ※支出限度額 (単価契約)
契約期間	令和2年10月1日から令和2年10月31日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

675

件名	ふじみこども園 2階午睡室等網戸設置業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新型コロナウイルス対策として、室内換気を行うにあたり、北側窓部分等に網戸が設置されていないため、網戸を設置する。
選定理由	本施設は、PFI方式により施設整備を行っており、SPC（特別目的会社）であるアンファン富士見株式会社と契約を締結し維持管理業務を実施している。 下記業者は、本施設の建物保全業務事業者としてアンファン富士見株式会社の構成員となっているため、本業務を行なえる唯一の事業者である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 共立建設株式会社 住所 東京都渋谷区道玄坂1-16-10
※ 契約年月日	令和 2 年 9 月 8 日
※ 契約金額	638,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年12月28日まで
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

670

件名	昌平童夢館地下2階プール系統ろ過設備部分改修工事
種類	工 事：土木・建設・ <u>設備</u> ・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区外神田3丁目4-7
概要	本工事は、プールろ過設備の省エネルギー化を目的として、既存のプール設備の制御システム改修にてインバータを設置、併せて設備老朽部分の部分改修をすることで、ろ過設備の運転効率を向上させ、省エネルギー化を図るものである。
選定理由	<p>今回改修を行う制御システム及び設備老朽部分は、ろ過装置に付随する一つのシステムの部品である。</p> <p>機能を維持するためには既存部分と改修部分の一体性を確保することが重要であり、既存装置との接続には専門の経験を有する調整が必要となる。</p> <p>本工事は、プール利用休止期間の限られた期間で行う必要があるが、下記業者は既存の機器を設置し、設置以降も保守点検を継続して行い、現場の各設備やシステム構成について、熟知している。</p> <p>また、下記業者はろ過設備の製造メーカーでもあり、既存の制御システム及びろ過システムと、改修部分の一体性を保ちながら改修工事を行うことが出来る唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法 人 名： トースイ株式会社</p> <p>所 在 地： 千代田区平河町1-7-7</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 9 月 8 日
※ 契約金額	¥ 22,165,000 円 (消費税を含む)
履行期限	契約締結日の翌日から令和3年1月13日まで
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	高濃度ポリ塩化ビフェニル含有廃棄物処分業務(北海道)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	旧永田町小学校にて保管する高濃度ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)含有廃棄物の処分業務を行う。
選定理由	<p>PCBは、環境や健康に悪影響を引き起こすことが明らかになり、昭和49年に製造や新たな使用が禁止されてから45年以上が経過したが、処理体制が整わず、長期保管を余儀なくされてきた。</p> <p>このような状況から、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(平成13年法律第65号)が施行され、事業者はPCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することとなった。この法律に基づき国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」(平成15年4月環境省)で、拠点的広域処理施設を全国で5か所整備することとなった。</p> <p>下記業者は、上記計画に基づき、旧環境事業団(JEC)のPCB廃棄物処理事業等を継承して、平成16年4月に国の全額出資により設立された高濃度PCB廃棄物を専門に処理する特殊会社である。</p> <p>なお、上記計画において処理対象及び事業対象地域ごとに処理施設が指定されており、東京都における高濃度PCB含有廃棄物は、5か所ある拠点的広域処理施設のうち、下記業者の北海道PCB処理事業所に設置された拠点的広域処理施設で処理を行うこととされている。</p> <p>以上の理由により、高濃度PCB廃棄物の処理を遂行できる唯一の事業者である下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社</p> <p>住所 東京都港区芝1丁目7番17号</p>
※ 契約年月日	令和2年9月15日
※ 契約金額	143,434,676 円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日
担当課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

684

件名	生活支援体制整備事業にかかる調査・検討業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品(委託) その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区に居住する高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、地域の生活支援サービスを担う多様な提供主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加活動を一体的に推進している。 しかし、望ましい地域資源の発掘・連携やサービス創出ができていないため、これまでの取り組みの課題分析及び地域での体制整備を担う生活支援コーディネーターの配置のあり方について検討する業務を行う。更に千代田区における生活支援体制整備事業の今後の展開を再検討するため、他自治体の事業状況及び地域資源発掘に向けた方策の調査等を実施する業務を委託する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和2年度 (令和2年9月2日 2千保在支発第282号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：株式会社 日本能率協会総合研究所 所在地：東京都港区芝公園3-1-22
※ 契約年月日	令和2年9月16日
※ 契約金額	3,305,850円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日
担当課	保健福祉部在宅支援課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	第16回ちよだ文学賞の記事掲載及び要項等配布業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	第16回ちよだ文学賞の作品募集を周知するため、読売新聞に記事を掲載する。また関連施設で要項等の配布を依頼する。
選定理由	<p>ちよだ文学賞は、「千代田区文化芸術プラン」に基づく主要事業の一つであり、広く文学賞応募作品を募集するためには、できる限り多くの人の目に触れる機会を設ける必要がある。また、小説講座の受講者等にも周知するため、カルチャーセンター等でのPRも効果的である。</p> <p>読売新聞社は、ちよだ文学賞を共催しており、日刊新聞の中で最大の発行部数を誇っていることから、同紙に記事を掲載することは、本事業の広報活動及び作品を募集するうえで非常に効果が高い。また、系列会社のカルチャーセンターも、東京都及び近県で16か所を有しており、利用者も多く、文学賞作品応募者や区民への周知効果が高い。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが1者に特定される。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社読売新聞東京本社</p> <p>住所 千代田区大手町1-7-1</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 9 月 18 日
※ 契約金額	500,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年2月28日
担当課	地域振興部 文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

676

件名	議事録作成支援システムの導入及び運用支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	会議や打ち合わせにおいて録音した音声データを基に音声認識技術を実装したソフトウェアにより自動テキスト化（文章化）し、議事録の作成を大幅に省力化するものである。
選定理由	<p>システムの導入にあたっては、インターネットを介した個人情報保護の外部漏洩を完全に防止するとともに、極力正確なテキスト化を行うため、以下の要件が必須となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区のセキュリティポリシーを踏まえ、インターネット上のクラウドサービスを前提としないこと。 ・音声認識の精度を上げていくため、人工知能（AI）による機械学習を行えること。 <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が「Amivoice」のみに特定され、導入時のシステム環境の初期カスタマイズ時の学習データ内容を設定できるのは下記業者に限られる。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 会議録研究所</p> <p>住所 東京都新宿区市谷八幡町 16 番</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 9 月 23 日
※ 契約金額	10,524,800 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日～令和 3 年 3 月 31 日
担当課	政策経営部 企画課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

682

件名	都市計画情報提供システム保守・運用業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本業務は、最新の都市計画情報等を更新・提供するため、「都市計画情報提供システム」（以下、「本システム」という。）を保守・運用するものである。既に上記システムの更改業務を令和2年12月31日を契約期限として下記業者と契約済みであり、その保守・運用を行うものである。
選定理由	1 導入年度 平成28年度 更改 令和3年1月 下記業者は、本システムの開発業者であり、運用・保守及び操作研修を実施する情報処理システムで、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 ESRIジャパン株式会社 住所 千代田区平河町2-7-1
※ 契約年月日	令和 2 年 9 月 23 日
※ 契約金額	2,002,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の6第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

672

件名	生活保護システムリプレース対応業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	生活保護システムのリース期間が令和3年1月に終了する。生活保護システムのソフトウェアは利用権を取得済のため、ソフトウェアに対するリース料金等の負担なく使用することができるが、機器類については、メーカーのOSサポートも終了しているため、新たにリースを行うことが必要である。新たにリースする機器類に必要な設定を行い、データの移行を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成27年度（平成28年1月開始） （平成27年9月8日付27千保生支発第325号 平成27年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 5年目 4. 評価 良好のため 5. 延長 令和元年10月24日「指名業者選定委員会」承認 継続6年目であり、評価も良好なため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社日立システムズ 住所：東京都中央区日本橋兜町1-4
※ 契約年月日	令和 2 年 9 月 1 日
※ 契約金額	3,559,600 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年1月4日まで
担当課	保健福祉部生活支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

673

件名	囲碁・将棋大会運営業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	「囲碁・将棋大会」は、区が主催する事業であり、指定した日時 に千代田区立九段生涯学習館を会場として、参加者を募って開催す る。
選定理由	開催にあたっては、チラシの作成から参加者の募集、囲碁盤や将 棋盤をはじめとした大会運営に必要な備品・用具類の準備、当日の 運営、会場の後片付けまでを一括して行う必要があるため、施設の 管理を行っている指定管理者が業務を行うことで、総合的に運営す ることができ、区が指定管理制度を導入して九段生涯学習館を管理 する目的にも合致している。 本体業務と密接に関連する業務であり、施設の指定管理者に履行 させることにより、履行の短縮、経費の節減が確保できる等有利と 認められる。 以上から、九段生涯学習館の指定管理者である下記業者を、契約 の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社 小学館集英社プロダクション 所在地：千代田区神田神保町二丁目30番地
※契約年月日	令和2年9月2日
※契約金額	1,174,800 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年12月14日
担当課	地域振興部文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

677

件名	お茶の水小学校・幼稚園改築に係る学校施設環境改善交付金の申請補助業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	お茶の水小学校・幼稚園の改築に係り、補助金申請にあたって必要となる業務の補助業務を委託する。
選定理由	<p>下記業者は、平成29年度にプロポーザルによってお茶の水小学校・幼稚園新校舎の設計者として選定され、設計業務を行った業者である。本業務の実施にあたっては、新校舎の図面、平面計画等、設計に関する情報が必要不可欠であり、また、図面を基に工事契約書の内訳書から交付金対象部分の経費を抽出する等の作業が必要であることから、効率的かつ適確に業務の実施ができるのは、下記業者をおいてほかにない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社山下設計</p> <p>住所 中央区日本橋小網町6番1号</p>
※ 契約年月日	令和2年9月16日
※ 契約金額	3,597,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日
担当課	子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

704

特命随意契約理由書

件名	東京 2020 大会関連展示会会場設営等業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所	—
概要	東京 2020 大会に向けて、パラリンピック大会 300 日前となる 10 月 28 日から 11 月 3 日にかけて、大会に関連したパネルや写真展示等を企画した『千代田区・毎日新聞社共催「もう一度、東京 2020 へ」企画展』を開催し、広く区民等の大会気運の醸成を図る。
選定理由	<p>展示会実施に求められる条件は以下のとおりである。</p> <p>(1) 十分な大会気運醸成のため、区が所有するパネル等のコンテンツに加え、充実した過去大会等の報道写真及びその使用権利を有し、大会パートナーでもある㈱毎日新聞社と共催して実施する必要がある。</p> <p>(2) 受託者は、設営・撤去作業において、㈱毎日新聞社が保有する報道写真等の貴重なコンテンツの取扱いに習熟し、ストーリー性を持たせた効果的な展示ノウハウを持ち合わせている必要がある。</p> <p>(3) 報道写真の使用権利制限により、区の展示と報道写真の展示とで会場エリアを分けざるを得ないが、一方で、より効果的に東京 2020 大会の気運醸成のためには、企画の段階から双方のコンテンツに関連性と一体感を持たせるとともに、安全対策上の責任の所在を明確にする点からも、同一事業者による運営が求められる。</p> <p>㈱毎日新聞社は、企画から開催までの準備をグループ会社である下記業者に委託することから、区も同社に業務を委託することで、展示内容に一貫性・一体感を持たせ、目的達成のために効率的・効果的な運営が実施できる。</p> <p>以上の理由などから、展示会実施に求められる条件に適合する下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社毎日広告社</p> <p>住 所 千代田区一ツ橋一丁目 1 番 1 号</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 9 月 25 日
※ 契約金額	2,000,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 2 年 11 月 20 日
担当課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

685

件名	放課後子ども教室（体験）「囲碁教室」業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	放課後子ども教室の体験活動として、集中力を養い発想を豊かにする、日本の伝統文化である囲碁の教室を実施する。
選定理由	小学校におけるプロ棋士による囲碁の指導ができる事業者は、都内では下記事業者に限られる。よって、特定の者でなければ役務を提供することができない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人日本棋院 住 所 千代田区五番町7-2
※ 契約年月日	令和2年9月29日
※ 契約金額	1,430,000 円（消費税を含む） ※単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和2 契約締結日の翌日から令和3年3月19日
担当課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	千代田区役所本庁舎1階区民ホールOAフロア他の修繕業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託 その他（ ）
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本庁舎1階区民ホールの経年劣化に伴うOAフロアの交換、OAヒーター取付、フロアコンセント交換、その他付帯配線等の修繕業務を行う。
選定理由	本庁舎の維持管理・運営は、九段PFIサービス株式会社と契約を締結し、実施されている。下記事業者は、本庁舎の修繕企業として九段PFIサービス株式会社の構成員となっているため、本業務を行える事業者は、下記事業者をおいて他にない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：清水建設株式会社 所在地：東京都中央区京橋二丁目16番1号
※ 契約年月日	令和2年9月14日
※ 契約金額	13,640,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年10月23日(金)
担当課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。